

6次産業化等動画作成及び情報発信業務 委託仕様書

1. 業務名

6次産業化等動画作成及び情報発信業務

2. 目的

本市で農業経営の多角化の一環として進める6次産業化事業において、農家等に販売・営業スキルが不足していることや人手不足によって広報活動まで行う余裕がないために魅力的な商品が開発できても売上につながらないことが課題となっている。本業務では、消費者に対し久留米産の農林水産物の高付加価値化を図る6次産業化等商品をPRすることにより、本市の6次産業化等商品や農産物の購買意欲の喚起や6次産業化等の振興を図るとともに、本市の農業や地域の活性化に繋げる。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

4. 業務内容

【I. 動画等作成業務】

（1）内容

6次産業化等商品5商品のPR動画等を以下の内容でそれぞれ作成すること。なお、動画作成する5商品は、久留米市がこれまでに6次産業化等で支援した商品の中から動画作成希望者を募り、6商品以上となった場合は、その中から受託者が動画イメージに合う商品を選定すること。

① ショートバージョン動画 15～30秒程度（5動画作成）

※短い時間の中で、直感的に6次産業化等商品や久留米市の農業・農産物の魅力を感じられ、視聴者目線で興味を持てるもの。

② ロングバージョン動画 1～2分程度（5動画作成）

※①の動画の視聴者がより詳しく商品のことを知りたいときなどに視聴できるもの。

③ ①を1つにまとめた動画 1～3分程度（1動画作成）

④ ②を1つにまとめた動画 5～10分程度（1動画作成）

⑤ ①～④のサムネイル用画像

⑥ 久留米市ホームページ掲載用画像（商品ごとの画像、5商品程度が集合した画像を作成すること。なお、⑤と⑥は同じ画像を用いてもよい。）

（2）視聴者のターゲットと求める効果

PR動画は、視聴者に対し、本市の6次産業化等商品や農産物の購買意欲を喚起するようなものとする。ターゲット層は、食の安全・安心や地産地消を重視する消費者、地域特産の食材等に関

心を持つ消費者とし、インターネットの利用率が高く効果的に情報を届けられる 50 代以下で、中でも地産地消の意識が高い 40～50 代をメインターゲットとした動画制作及び情報発信を行う。ただし、PR する商品の特性に応じて、20～30 代の地産地消への意識醸成につながる動画を制作しても差し支えない。なお、対象とするエリアについては、筑後地区及び福岡地区近辺の主に都市部を想定するが、その他のエリアに情報発信を行うことを妨げない。

（３）本編のイメージ

久留米産農産物を使った 6 次産業化等商品の PR のシーンを入口として、久留米市の自然豊かな原風景、農産物から農産加工品の生産に至るまで（ほ場、農産物、生産者、作業（収穫）風景、加工品等）の取組みなど、視聴者の共感（安全・安心、新鮮、地産地消、こだわり等）を得られるストーリー性のある動画のイメージで、久留米市の自然豊かな環境の中で育てられた美味しい農産物が豊富にあることなど久留米市の農業都市としての魅力が最大限に感じられるものとする。

ただし、各社のアイデアを活かした企画提案を妨げるものではない。

（４）作成にあたっての注意事項

作成にあたっては以下の注意事項を遵守すること。

- ① 受託者は、制作から納品までの具体的なスケジュールを市と協議して作成し提出する。また納品までの進行管理を、確実に行うこと。なお、久留米市は、素材及び資料の提供、校正等に協力する。
- ② PR する商品の開発事業者と取材日等の調整を行ったうえで十分に取材を行い、商品の強み、生産に込めた思い、開発の背景などを理解し、ターゲットに刺さる動画等を作成すること。
- ③ 動画等に出演者（タレント等）を起用する場合は、事前に市の承諾を得ること。なお、出演者の調整や出演料等の負担は受託者が行うこと。
- ④ 制作にあたっては、市と十分に打ち合わせを行い、市の要望に柔軟に対応すること。
- ⑤ 事前打ち合わせ及び撮影など、制作にかかる諸経費（農産物の購入費等）や交通費は受託者が負担すること。
- ⑥ 画像・動画・BGM 等を使用する際は、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用すること。許諾が必要な場合は、受託者が許諾の手続きを行うこと。

【Ⅱ．情報発信業務】

（１）内容

デジタル媒体での情報発信により、6 次産業化等商品を紹介した市 HP に誘導すること。なお、当該ページは今後作成予定であり、6 次産業化等商品を購入できるサイトへのリンクも掲載予定である。

(2) 情報発信の方法

受託者が効果的と考える方法により情報発信を行うが、ターゲット層が多用していると思われる SNS 等のデジタル媒体での情報発信を主とすること。

(3) 情報発信の狙い

I で作成した動画等を I (2) のターゲットに向けて効果的に情報発信を行い、PR する 6 次産業化等商品、ひいては農産物そのものの購買につなげる。また、6 次産業化等商品を入力として久留米市の自然豊かな環境の中で育てられた美味しい農産物が豊富にあることなど久留米市の農業都市としての魅力を最大限に発信する。

(4) 情報発信にあたっての注意事項

- ① 情報発信に必要な経費（広告費等）は、受託者が負担すること。
- ② 作成した動画は、市が Youtube にアップロードする。その際、より効果があがるよう動画タイトルや概要欄の内容、ハッシュタグなどについて、市にアドバイスすること。
- ③ 受託者は、情報発信の数量や情報発信による効果等について重要業績評価指標（KPI）を設定すること。
- ④ ③で設定した重要業績評価指標（KPI）について、その達成状況等を分析し、市へ報告を行うこと。なお、KPI が未達成だった場合、その原因についても分析を行うこと。

5. 成果品の提出

(1) 提出データ

①動画データ

動画ファイル形式	MP 4 形式（予定）※納品時に指定
画面比率・解像度	画面比率 1 6（横）：9（縦）、解像度 1 9 2 0 × 1 0 8 0（フルHD）以上

②画像データ

画像ファイル形式	J P G または P N G
アスペクト比・解像度	アスペクト比 1 6（横）：9（縦）、解像度 1 2 8 0 × 7 2 0

(2) 提出方法

D V D - R 等の保存用記録媒体で提出すること。

6. 納品場所

久留米市農政部農業の魅力促進課（久留米市城南町 1 5 番地 3 久留米市役所 1 5 階）

7. 契約不適合

- (1) 契約目的物の納入後に契約に適合しないことを発見した場合は、久留米市から問合せを受けた本件受託者は、速やかに原因究明に協力しなければならない。
- (2) (1) の対応を実施した際において本件受託者は、久留米市が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対処措置等を内容とする報告書を作成の上、提出すること。

8. 秘密の保持

本件受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

9. 権利関係

本業務の履行に係る成果物の所有権及び著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を含む）は、久留米市に帰属する。

10. その他

- (1) 実施にあたっては久留米市と協議の上、業務を実施すること。
- (2) 本件受託者は、やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め久留米市と協議の上、承諾を得ること。
- (3) 本件受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面により申請し、久留米市の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本件受託者は、業務期間を通じ対応できる体制を構成すること。また、公開後にトラブルが発生した場合、迅速に対応できる体制をとること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、久留米市と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、久留米市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(7) 障害者への合理的配慮の提供

受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、障害者に対する合理的配慮を提供しなければならない。

(8) 他から写真を転用する場合、著作権などで問題・紛争が起きないように留意すること。

(9) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により、久留米市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

11. 問い合わせ先

久留米市農政部農業の魅力促進課 担当：井手・吉武

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3 久留米市役所 15 階

電話番号：0942-30-9165 ／ FAX 番号：0942-30-9717

メー ル：noumi@city.kurume.lg.jp

<参考>

○R6 くるモニ調査結果

Q. あなたは日常の食生活で、久留米産農産物を食べるように意識していますか。

		20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	
意識しているまたはどちらかといえば意識している	男	4	11	21	30	22	10	98	男性 51.0%
	女	11	18	30	40	23	8	130	
	計	15	29	51	70	45	18	228	女性 57.0%
意識していないまたはどちらかといえば意識していない	男	10	22	25	18	14	5	94	
	女	23	25	25	16	7	2	98	
	その他	0	0	0	1	0	0	1	
	計	33	47	50	35	21	7	193	
無回答	計	0	0	0	0	0	0	0	
合計		48	76	101	105	66	25	421	
知っていた割合	全体	31.3%	38.2%	50.5%	66.7%	68.2%	72.0%	54.2%	
	男	28.6%	33.3%	45.7%	62.5%	61.1%	66.7%	51.0%	
	女	32.4%	41.9%	54.5%	71.4%	76.7%	80.0%	57.0%	

○久留米市の6次産業化に関する補助金を活用した商品一覧

1	ラディッシュの酢漬け	12	たまねぎドレッシング
2	トマトレトルトカレー	13	いちごジャム
3	オリーブ茶、ハーブ茶	14	いちごジェラート
4	オリーブ羊羹	15	八割そば
5	果実ドレッシング	16	青パパイヤを活用した業務用カット商品
6	いちじく加工品（ジャム、セミドライ）	17	純柿酢、純巨峰酢
7	冷凍秋王	18	ホワイトコーンスープ
8	小松菜・さつまいもの加工品	19	スイートコーンスープの原料ペースト
9	福岡産樹木系アロマ	20	冷凍空心菜
10	自家生産の無農薬米、古代米を使用した氷結甘酒	21	ビーツを使ったレトルトカレー
11	いちご、ぶどう等のテイクアウト商品		